

BSE発生前及び現在のデータ(米国)							
		BSE牛が確認される以前(2003年12月23日以前)			2005年現在		
①SRM除去の遵守率	遵守状況	SRM除去の義務付けなし(2004年1月から義務付け)			牛のと畜及び枝肉や器官の処理を行う施設は、SRMの除去、分別及び廃棄についての手順書の作成、実施及びその継続が要求されている。USDA検査官は、SRM除去に関する手順書の遵守と効果を検証している。(2004年1月12日施行) 米国諮問補足資料 6/10提出 SRMの除去が不十分であるとする労働組合議長の申し立てについてFSISが行った再調査では、問題は発見されなかった。 FSISファクトシート2005/8/16 FSISは、牛肉加工業者に義務付けているSRM除去規制に関して、2004年1月～2005年5月までに1,036件の違反を確認したと発表。		
②農場死亡牛	BSE検査の有無	○ 2002年より実施(米国諮問参考資料29p10) 検査結果が出る前に流通する可能性あり			○ 検査結果が出るまで流通禁止		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×?	陽性	×	×
		陰性	×	○ (97年～牛用は禁止)	陰性	×	○ (牛用は禁止)
	SRM除去の有無	×			×		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
③と畜場で異常を呈した (食用に供さない)牛	BSE検査の有無	○ 検査結果が出る前に流通する可能性あり			○ 検査結果が出るまで流通禁止		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×?	陽性	×	×
		陰性	×	○ (97年～牛用は禁止)	陰性	×	○ (牛用は禁止)
	SRM除去の有無	×			×		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
④と畜場における30ヶ月齢未満の健康牛	BSE検査の有無	×			×		
	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	×	×
		陰性	/	/	陰性	×	○ (牛用は禁止)
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)			
⑤20ヶ月齢以下の(日本向け輸出プログラムにより管理された)健康牛	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	/	/
		陰性	/	/	陰性	/	/
	レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (1997年のフィードバンまで)			牛への給餌 不可 (鶏、豚へは給餌可)		